

別 紙

答申第134号

答 申

1 審査会の結論

島根県公安委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年2月26日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、以下のとおりである。
 - ア 過去5年間における島根県公安委員会運営規則（平成13年2月27日島根県公安委員会規則第3号。以下「運営規則」という。）第10条に定める会議録のうち、「より合理的な交通規制の推進について」に関連する資料の一切
 - イ 平成12年11月の警察法（昭和29年法律第162号）改正以降において、運営規則の
 - (1) 第2条第4項に基づく監察の指示・点検の全対象事案の内容
 - (2) 同条第5項に基づき、本部長のとった措置とそれを徴した報告内容に関する資料の一切
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年3月10日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成28年3月30日付けで、次のとおり決定を行った。
 - ア 上記(2)アに関する公文書について
公安委員会会議録（定例会議32件、個別会議47件）を対象公文書として特定し、全部公開決定を行った。
 - イ 上記(2)イに関する公文書について
「公開請求に係る情報が記録された公文書を作成していないため」として、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成28年5月11日付けで審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年6月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件決定の取り消し、公開を求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
 - ア 警察本部長は、このような不祥事があった場合、公安委員に対して結果報告をすることを義務づけられている（警察法第56条第3項）にもかかわらず、「作成していないため、公開請求に係る情報が記載された公文書を管理していない」との理由で非公開としているため。
 - イ 警察事務の執行が大綱方針に則していないため、又はその疑いがある場合に

は、つまり、交通規制基準に準拠しない点検・見直しが行われているなどの具体的事態があれば、個別的又は具体的に、交通規制基準に則した是正のための措置を指示することや当該指示を行う前提として事実を把握するための調査を行うよう指示をすることは、上級機関として大綱方針を示した立場と責任上からは当然のことである。

ウ 一般に、警察事務や警察職員の監察の対象となる非違行為との関連が疑われる事案に限って、必要に応じて警察本部から公安委員会に報告されることになっているが、度重なる警察の不祥事に対応するため、警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」を受け、平成12年11月に警察法が改正され、公安委員会の監察指示権等が明文化された経緯がある。

島根県警察においては、一度も発動されていないため、それに関する公文書が「作成されていない」というのが、非公開理由とされている。

また、平成23年4月に島根県公安委員会及び島根県警察本部は、「警察改革推進状況の検証結果」において、「警察改革要綱及び警察改革を持続的に断行するための指針に盛り込まれた各種施策は、制度面、運用面ともに着実に推進されたと認められる。平成19年11月以降、非違事案による懲戒処分者がなく、職員一人一人の意識改革も進んでいる。」と総括している。

しかし、平成19年11月以降も多くの非違事案が発生していることは事実であり、ただ懲戒処分をしていないだけである。したがって、同検証結果は虚偽公文書である。

エ 例えば、違法な交通規制を実施し、違法な交通規制を根拠に検挙し、点数付加行為、行政処分、刑事手続等の不利益を多くの国民に負担させた行為などは冤罪である。

このひとつを以てしても、「非違行為との関連が疑われる事案ではない」と判断しうるような屁理屈がまかり通るのであれば、公安委員会と警察の共同隠蔽事案と言われても仕方ないであろう。

オ 実施機関は、非公開理由説明書において、「これまで島根県警察の事務の処理が大綱方針に則していると島根県公安委員会で判断」していたから、警察法が改正された平成12年11月以降においても、監察の指示権等を一度も発動したことがなく、したがって、それに対して本部長のとった措置を徴する必要もなかったと説明しているのである。

これも「これまで島根県警察の事務の処理が大綱方針に則している」という点で明らかに虚偽である。現に、何回も警察職員による不祥事や警察事務の不祥事は、新聞等で報道されているところである。

したがって、請求人に対する非公開決定通知及び島根県情報公開審査会に対して提出した諮問に添付した非公開理由説明書も虚偽公文書作成・同行使（刑法第156条・158条）である。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 結論

島根県公安委員会においては請求にかかる公文書を管理していないため（作成していない）、公文書非公開決定を行ったものである。

(2) 理由

- ア 運営規則第2条第4項では、「委員会は、法第47条第2項の島根県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。」とされているが、これまで、島根県公安委員会では、島根県警察の事務の処理が大綱方針に則していないとして指示を行ったことはないことから、文書は作成されていない。
- イ 運営規則第2条第5項では、「委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。」とされているが、島根県公安委員会では、警察法第43条の2第1項又は運営規則第2条第4項の規定による指示を行っていないことから、それに基づく報告を徴した文書も作成されていない。
- ウ 以上のとおり、島根県公安委員会では運営規則第2条第4項に基づく島根県公安委員会による監察の指示・点検の文書と第5項に基づき本部長のとった措置とそれを徴した報告に関する文書は、平成12年11月以降作成していないものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成12年11月の警察法改正以降における、運営規則第2条第4項に基づく監察の指示・点検の対象事案の内容に関する文書（以下「公文書①」という。）及び同条第5項に基づき本部長のとった措置とそれを徴した報告に関する文書（以下「公文書②」という。）である。

(3) 運営規則第2条第4項及び第5項について

運営規則は、警察法第45条の規定に基づき、島根県公安委員会の運営に関し、警察法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的として制定されたものである。

運営規則第2条は公安委員会の権限行使について規定しており、同条第4項において、「委員会は、法第47条第2項の島根県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、島根県警察本部長（以下『本部長』という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。」とされている。

また、同条第5項では、「委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。」とされており、警察法第43条の2第1項は、「都道府県公安委員会は、都

道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について、必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第 38 条第 3 項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとする事ができる。」と規定している。

(4) 本件対象公文書の不存在について

ア 本件対象公文書である公文書①及び公文書②は、運営規則第 2 条第 4 項等の関係する規定に照らせば、実施機関である島根県公安委員会が運営規則第 2 条第 4 項に基づく指示又は警察法第 43 条の 2 第 1 項に基づく指示を行った場合に作成されるものであると考えられる。

実施機関は、本件対象公文書が不存在である理由として、上記 4 (2) のとおり運営規則第 2 条第 4 項及び警察法第 43 条の 2 第 1 項に基づく指示を行っていないためと説明しているが、仮に指示が出されていれば、そのことに関する公文書を綴じるためのファイルが作成されていると考えられる。そのため、当審査会において、平成 12 年以降の情報公開目録及びファイル管理表を実施機関に提出させ、確認したところ、運営規則第 2 条第 4 項に基づく指示及び警察法第 43 条の 2 第 1 項に基づく指示が行われたことをうかがわせるファイルの存在は認められなかった。

イ なお、島根県警察の事務の処理が大綱方針に適合しているか否か、また実施機関が運営規則第 2 条第 4 項及び警察法第 43 条の 2 第 1 項に基づく指示をすべきであったか否かについては、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関である当審査会で判断できる内容のものではない。

ウ 上記アの状況から、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の説明は不自然・不合理とはいえず、実施機関の説明を覆すに足る事実も認められない。

したがって、本件対象公文書を不存在として非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第128号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年6月10日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年7月5日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年8月2日	審査請求人から意見書を受理
令和2年6月11日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年7月15日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年8月6日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和2年9月24日 (審査会第4回目)	審議
令和2年10月23日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会